

## インド特許庁への手続期限について

2021年3月19日  
JETRO ニューデリー

インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM、以下「インド特許庁」と称する)は、2020年6月19日付け公告<sup>1</sup>で、同年3月15日以降に期限が到来する各種手続については、今後、裁判所の決定／命令により新たに期限が定められる、としていた。

2021年3月8日、インド最高裁は命令<sup>2</sup>を発出し、各種の手続期限延長は初期の目的を達したとして、その終了を決定している。

なお、上記命令に、今後の手続期限の計算にあたって、2020年3月15日から2021年3月14日までの期間は除外し、2020年3月15日時点の残りの手続期間を2021年3月15日から有効とすることや、2020年3月15日から2021年3月14日までの間に手続期限を迎えていた場合、すべての当事者は2021年3月15日から90日間の手続期間を別途有する等が記載されている。詳細は、当該命令を参照されたい。

インド特許庁は、各種の手続期限に関して、現時点で何ら公式なアナウンス等をしていない。出願人等の皆様におかれては、現地代理人等に問い合わせる等して適切な対応を検討されたい。

### <追記>

2021年3月24日、インド特許庁はそのウェブ上で、手続期限に関して、インド最高裁による2021年3月8日付けの命令に従った対応をとるよう関係者に通知<sup>3</sup>した。

---

<sup>1</sup>[http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690\\_1\\_Public\\_Notice-19\\_June\\_2020.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf)

<sup>2</sup>[https://main.sci.gov.in/supremecourt/2020/10787/10787\\_2020\\_31\\_1501\\_26732\\_Judgement\\_08-Mar-2021.pdf](https://main.sci.gov.in/supremecourt/2020/10787/10787_2020_31_1501_26732_Judgement_08-Mar-2021.pdf)

<sup>3</sup>[http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/721\\_1\\_24.03.2021\\_Public\\_Notice.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/721_1_24.03.2021_Public_Notice.pdf)